

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
○特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課) 1
○種畜証明書の書換え交付の通報	(畜産振興課) 1
○保安林の解除の予定	(治山林道課) 1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出	(漁業管理課) 1
○道路の区域変更 (14件)	(道 路 課) 2
○道路の供用開始	( " ) 4
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (2件)	(県民生活・男女共同参画課) 4
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	( " ) 5
○採石業務管理者試験の実施	(工業振興課) 5

## 告 示

### 高知県告示第504号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年7	合同会社さわもと	さわもと居宅介護支援事

月1日	長岡郡本山町寺家13番地4	業所 長岡郡本山町寺家13番地4 居宅介護支援
-----	---------------	-------------------------------

### 高知県告示第505号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

指定の場所で行う定期検査  
特定計量器の種類 皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、いの町の町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町	平成24年9月27日及び28日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県計量検定所

### 高知県告示第506号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付し

た旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。  
平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11240309397 百合伯（全和褐215） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町高知県畜産試験場	南国市高知大学農学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター
11252669939 岩重久（全和褐222） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	南国市高知大学農学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター	高岡郡佐川町高知県畜産試験場

### 高知県告示第507号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
幡多郡黒潮町田野浦字濱田79の3、79の4、2501の2、2502の2、字小屋床2500の2
- 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

### 高知県告示第508号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 届出事項  
(1) 発起人の住所及び氏名  
室戸市吉良川町  
濱岡藤吉  
田中訓

坂 本 越 也

(2) 加入区の名称  
吉良川町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
吉良川町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間  
平成24年8月3日から同月17日まで

(2) 縦覧場所  
吉良川町漁業協同組合事務所

**高知県告示第509号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年8月3日  
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道  
2 路線名 439号  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町川井字大サコ909番2から長岡郡大豊町川井字中滝626番1まで	前	4.1 ＼ 14.2	138
	後	12.0 ＼ 24.2	138

**高知県告示第510号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年8月3日  
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道  
2 路線名 494号  
3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

	後の別	(メートル)	(メートル)
吾川郡仁淀川町用居字折尾坂丁287番1から吾川郡仁淀川町用居字折尾坂乙567番1まで	前	5.4 ＼ 12.1	94
	後	5.5 ＼ 20.5	94

**高知県告示第511号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年8月3日  
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道  
2 路線名 高知伊予三島  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町上八川上分字井ノ上12529番から吾川郡いの町上八川上分字井ノ上12531番まで	前	4.4 ＼ 10.2	31
	後	4.4 ＼ 18.9	31

**高知県告示第512号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年8月3日  
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道  
2 路線名 本川大杉  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

土佐郡大川村高野字キヤノ296番3	前	15.9 ＼ 39.1	221
	後	30.2 ＼ 48.9	221

**高知県告示第513号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年8月3日  
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道  
2 路線名 伊野仁淀  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町長者字東駄場乙5852番	前	2.7 ＼ 4.2	33
	後	6.7 ＼ 9.6	33

**高知県告示第514号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年8月3日  
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道  
2 路線名 伊野仁淀  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

高岡郡越知町桐見川 字シンバヤシ5340番 2	前	3.3 }\ 6.1	42
	後	6.1 }\ 22.1	42

**高知県告示第515号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、  
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市宍崎字今DOI 240番1から 南国市宍崎字コブカ タ256番1まで	前	6.4 }\ 8.8	70
	後	6.4 }\ 18.7	70

**高知県告示第516号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、  
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藪ヶ市松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐下家		3.0	

地字ヲソフキ874番 1から 四万十市西土佐下家 地字ヤケカ谷2073番 7まで	前	}\ 6.0	107
	後	6.0 }\ 15.0	107

四万十市西土佐下家 地字石ケ谷832番1 から 四万十市西土佐下家 地字夏ワラビ798番 1まで	前	2.5 }\ 6.0	120
	後	3.3 }\ 22.4	120

四万十市西土佐下家 地字下ヲソゴイ2318 番から 四万十市西土佐下家 地字下ヲソゴイ2309 番まで	前	3.0 }\ 9.6	210
	後	3.4 }\ 18.0	210

四万十市西土佐下家 地字ヲソゴイ山2049 番1から 四万十市西土佐下家 地字ヲソゴエ692番 1まで	前	2.5 }\ 6.3	110
	後	3.2 }\ 9.2	110

四万十市西土佐下家 地字ヤクシマエ2044 番1から 四万十市西土佐下家 地字ハイタカ604番 まで	前	3.3 }\ 12.0	150
	後	5.6 }\ 25.0	150

**高知県告示第517号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、  
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日ノ御子土佐山田
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町白川字 東平20番から 香美市香北町白川字 正東田131番2まで	前	3.5 }\ 6.6	228
	後	5.8 }\ 21.5	228
香美市香北町白川字 燈明田143番から 香美市香北町白川字 岩村田224番2まで	前	2.2 }\ 9.8	100
	後	5.8 }\ 21.7	100

**高知県告示第518号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、  
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道  
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷地日下停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村沖名字 戸梶2160番1から 高岡郡日高村沖名字 戸梶2151番1まで	前	4.0 }\ 10.9	89
	後	6.3 }\ 23.4	89

**高知県告示第519号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩目地西佐川停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町字玉割乙1965番3から高岡郡佐川町字玉割乙1964番1まで	前	5.4 } 6.4	50
	後	5.4 } 9.4	50

**高知県告示第520号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安居公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町川内谷字奥ヒロソウ345番1	前	7.6 } 8.0	15
	後	17.8 } 20.6	15

**高知県告示第521号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中津公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町上名野川字タケノハナ6番3から吾川郡仁淀川町上名野川字タケノハナ5番1まで	前	3.4 } 7.5	78
	後	5.3 } 14.5	78
吾川郡仁淀川町下名野川字シモワタゼノヒガシ318番2から吾川郡仁淀川町下名野川字カドユフ1060番1まで	前	3.6 } 6.6	140
	後	5.0 } 11.1	140

**高知県告示第522号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知空港インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市物部字新開乙		12.0	

200番2から南国市物部字新開乙1番2まで 南国市物部字新開乙200番2から南国市物部字新開乙152番3まで	前	} 42.0	832
	後	} 36.5	905

**高知県告示第523号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町矢井賀字後山乙520番18から高岡郡中土佐町矢井賀字後山乙520番37まで	161	平成24年8月3日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年7月19日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年7月19日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的

平成24年7月19日	特定非営利活動法人吉良川町並み保存会	青木 準吉	室戸市吉良川町甲2331番地	この法人は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された吉良川町並み保存地区の修理・修景に努め、地域住民の生活環境の向上を図るとともに、歴史的遺産であるこの町並みを活用して地域の活性化等に取り組み、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
------------	--------------------	-------	----------------	--

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年7月19日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年7月19日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年7月19日	特定非営利活動法人もみじが丘	一丸 鮎子	高知市比島町一丁目13番24号	この法人は、高齢者を対象として、他人に依存しないで自立するための種々の講習会や研究会の定期的開催、自立生活補助具の考案及び製作、地域社会に貢献できる生き甲斐のある事業の創出など、高齢者を中心としたふれあいの場コミュニティづくりを通じて、今後益々肥大化する高齢化社会の持続可能な仕

				組みづくりに寄与することを目的とする。
--	--	--	--	---------------------

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年7月24日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年7月24日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年7月24日	特定非営利活動法人環境の杜こうち	兼松 方彦	高知市旭町三丁目115番地 こうち男女共同参画センター3階	この法人は、環境活動団体、行政、学校、企業、地域の環境活動のネットワークを築き、県民に対して、環境活動に対する支援や環境学習の推進に関する事業、地球温暖化防止に向けた活動の支援、環境に関する情報の発信、環境政策の研究と提案などを行うことで、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり行う。

平成24年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の場所  
高知市丸ノ内二丁目1番19号

- 高知県職員能力開発センター 201会議室
- 試験の期日  
平成24年10月12日（金）午前10時から正午まで
- 試験科目及び出題範囲  
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）  
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 受験手続  
受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）様式第9によるもの）に写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚を添えて提出すること。
- 受験願書の提出期間  
平成24年8月31日（金）から同年9月14日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。  
なお、郵送による場合は、平成24年9月14日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書等の提出先  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県商工労働部工業振興課
- 試験手数料  
8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。）